

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、建築基準法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 17 年 2 月 10 日

京都市長 榎本 頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地 342

氏名 小西 義治

(2) 建築協定の名称

京都市伏見区桃山与五郎町地区

(3) 建築協定の区域

京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地 8 から 1 番地 24 まで、1 番地 26 から 1 番地 33 まで、1 番地 36 から 1 番地 44 まで、1 番地 46、1 番地 48、1 番地 49、1 番地 51、1 番地 52、1 番地 54 から 1 番地 59 まで、1 番地 64、1 番地 66、1 番地 68、1 番地 70 から 1 番地 75 まで、1 番地 77 から 1 番地 81 まで、1 番地 83、1 番地 85 から 1 番地 91 まで、1 番地 93 から 1 番地 119 まで、1 番地 121 から 1 番地 123 まで、1 番地 125 から 1 番地 129 まで、1 番地 131、1 番地 132、1 番地 134、1 番地 135、1 番地 137、1 番地 138、1 番地 140、1 番地 142 から 1 番地 144 まで、1 番地 146 から 1 番地 156 まで、1 番地 160、1 番地 161、1 番地 163 から 1 番地 165 まで、1 番地 167 から 1 番地 169 まで、1 番地 171、1 番地 172、1 番地 175 から 1 番地 177 まで、1 番地 179 から 1 番地 183 まで、1 番地

187, 1番地 192 から 1番地 202 まで, 1番地 204, 1番地 206, 1番地 208 から
1番地 210 まで, 1番地 212, 1番地 213, 1番地 215, 1番地 216, 1番地 218
から 1番地 227 まで, 1番地 265 から 1番地 267 まで, 1番地 269, 1番地 271,
1番地 284 から 1番地 288 まで, 1番地 290, 1番地 292, 1番地 294 から 1番
地 296 まで, 1番地 300 から 1番地 303 まで, 1番地 330 から 1番地 334 まで,
1番地 340 から 1番地 344 まで, 1番地 346 から 1番地 350 まで, 1番地 352 か
ら 1番地 355 まで, 1番地 399 から 1番地 402 まで, 1番地 408 から 1番地 411
まで, 1番地 415, 1番地 417 から 1番地 420 まで, 1番地 422 から 1番地 429
まで, 1番地 433, 1番地 434, 1番地 439, 1番地 445 から 1番地 448 まで, 1
番地 450 から 1番地 452 まで, 1番地 454, 1番地 455, 1番地 470, 1番地 473
から 1番地 475 まで, 1番地 477 から 1番地 481 まで, 1番地 483 から 1番地
488 まで, 1番地 490, 1番地 491, 1番地 494, 1番地 495, 1番地 498 から 1
番地 501 まで, 1番地 503 から 1番地 506 まで, 1番地 508 から 1番地 514 ま
で, 1番地 516 から 1番地 520 まで, 1番地 522 から 1番地 524 まで, 1番地
526 から 1番地 532 まで, 1番地 534 から 1番地 537 まで, 1番地 542 から 1番
地 544 まで, 1番地 548, 1番地 549, 1番地 552, 1番地 553, 1番地 558 から
1番地 560 まで, 1番地 562, 1番地 563, 1番地 565, 1番地 566 及び 1番地 569

(4) 建築協定区域隣接地

京都市伏見区桃山与五郎町 1番地 25, 1番地 34, 1番地 35, 1番地 45, 1番
地 47, 1番地 50, 1番地 53, 1番地 60, 1番地 76, 1番地 82, 1番地 84, 1番
地 92, 1番地 120, 1番地 124, 1番地 136, 1番地 139, 1番地 141, 1番地 166,
1番地 170, 1番地 173, 1番地 174, 1番地 184, 1番地 186, 1番地 188 から 1
番地 191 まで, 1番地 207, 1番地 217, 1番地 240, 1番地 276, 1番地 289, 1
番地 291, 1番地 297 から 1番地 299 まで, 1番地 345, 1番地 356, 1番地 421,

1 番地 437, 1 番地 440, 1 番地 443, 1 番地 453, 1 番地 471, 1 番地 472, 1 番地 476, 1 番地 482, 1 番地 489, 1 番地 492, 1 番地 493, 1 番地 502, 1 番地 507, 1 番地 525, 1 番地 545, 1 番地 561, 1 番地 568 及び 1 番地 571

(5) 建築協定の事項

建築物の用途及び形態に関する基準

(6) 建築協定の期間

市長の認可のあった日から 10 年

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 17 年 2 月 10 日 (木) から平成 17 年 3 月 2 日 (水) まで

(2) 縦覧場所

京都市都市計画局建築指導部指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日 時

平成 17 年 3 月 4 日 (金) 午後 7 時から 午後 8 時まで

(2) 場 所

京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地 433 (桃南会館)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部指導課長 寺田敏紀